

## ◆欠損金の繰越控除制度の見直し◆

平成27年度税制改正において講じた欠損金の繰越控除制度について以下のように改正されます  
期末資本金額1億円以下の中小法人等については改正はありません

### 現 行

事業年度開始日	平成27年4月1日 ～平成28年3月31日	平成28年4月1日 ～平成29年3月31日	平成29年4月1日 ～平成30年3月31日	平成30年4月1日～
繰越控除限度額	65%		50%	
繰越期間	9年		10年	



### 改 正 案

事業年度開始日	平成27年4月1日 ～平成28年3月31日	平成28年4月1日 ～平成29年3月31日	平成29年4月1日 ～平成30年3月31日	平成30年4月1日～
繰越控除限度額	65%	60%	55%	50%
繰越期間	9年			10年